

岩手地方最低賃金審議会第4回専門部会議事要旨

岩手労働局

令和6年8月27日午前9時58分～午後3時47分

○ 主な審議事項〈公開・ 非公開 〉 1 金額審議 2 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨 1 金額審議 労使の主張に対する審議が進められ、労働者代表委員及び使用者代表委員から金額提示がなされたが、これ以上の歩み寄りには困難となり、使用者代表委員から、公益委員案提示の提案がなされ、労働者代表委員もこれを了承した。 使用者代表委員から、賃金引上げの支援のため、答申書の本文に、制度の拡充や価格転嫁などについて、政府だけでなく岩手県に対する要望も付け加えていただきたいとの要望が出された。 その後、公益委員案が提示され、採決が行われた。 【公益委員案】 提示案1「現行の岩手県最低賃金時間額 893 円を 59 円引き上げ 952（引き上げ率 6.61%）とする。」 提示案2「岩手県最低賃金の発効日を法定発効とする。」 【採決結果】 提示案1については、賛成5、反対3、提示案2についても、賛成5、反対3となった。提示案1及び2の結果については、本審会長へ報告することとした。 答申の本文に付け加える事項の内容について、検討された。			
2 その他 なし。			